

自動車税(種別割・環境性能割)の減免のしおり

はじめに…

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、**その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当**するときには、申請により自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けることができます。

- ※ 身体障がい者等が入院・入所している場合は原則として減免の対象になりません。入院・入所中の申請については、あらかじめお近くの県税事務所にお問い合わせください。
- ※ 環境性能割には軽自動車税環境性能割を含みます。軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収することとなります。
- ※ 軽自動車税種別割については、市町村の税務担当課にお問い合わせください。

対象となる自動車

1 障がいのある方本人または生計を一にする方(※1)が自動車を運転される場合

交付を受けた手帳の区分	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	用途
身体障害者手帳 または 戦傷病者手帳	障がいのある方本人	障がいのある方本人	特に問いません
	重度の障がいの場合	生計を一にする方	もっばら(※4)障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために使用
療育(愛護)手帳 精神障害者保健福祉手帳	障がいのある方本人 または 生計を一にする方	生計を一にする方	

2 常時介護者(※2)が自動車を運転される場合

交付を受けた手帳の区分	自動車の所有(取得)者	用途
身体障害者手帳・戦傷病者手帳 (重度の障がいの場合)	障がいのある方本人	もっばら(※4)障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために使用
療育(愛護)手帳・精神障害者保健福祉手帳		

対象となる障がいの程度については、次ページの「対象となる方」をごらんください。

- ※1 「生計を一にする方」とは、手帳の交付を受けている方と継続的に日常生活の資を共通にしている親族等をいいます。
- ※2 「常時介護者」とは、単身の重度身体障がい者等または**身体障がい者等のみで構成される世帯(※3)**の重度身体障がい者等を常時介護する者として、福祉事務所長、町村の長、県の健康医療福祉政策課長または、保健所の長の証明を受けた方をいい、週3日程度以上申請者である障がい者のために運転を行っているか、または行う見込みのある方をいいます。
- ※3 「**身体障がい者等のみで構成される世帯**」とは、同一世帯のすべての方が身体障害者手帳等の交付を受けている世帯をいいます。(減免の対象となる重度身体障がい者等以外の方については障がいの程度を問いません。)
- ※4 「**もっばら**」とは、概ね月1回以上の頻度で継続的に自動車が身体障がい者等のために使用される状況をいいます。

〔ご注意〕

- 減免の対象となる自動車は、軽自動車を含め、**手帳の交付を受けている方1人につき1台**に限られます。また、自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は減免が受けられません。すでに減免を受けた方が、**同一年度内に自動車を買い替え、新たに取得した自動車(または軽自動車)について減免を受けようとする場合**には、すでに減免を受けた自動車について廃車(登録の抹消)または譲渡(移転登録)がされている必要があります。廃車または譲渡が確認できない際は、**登録識別情報等通知書(コピー可)**などをご提出いただく場合があります。
- 4月1日以後に身体障害者手帳等の交付を受けた場合は、自動車税種別割については、**身体障害者手帳等の交付を受けた月の翌月分から減免の対象となります。**

対象となる方

1 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方

戦傷病者手帳の交付を受けている方										障がいの区分	身体障害者手帳の交付を受けている方					
第3款症	第2款症	第1款症	第6項症	第5項症	第4項症	第3項症	第2項症	第1項症	特別項症		1級	2級	3級	4級	5級	6級
										視覚障害						
										聴覚障害						
										平衡機能障害						
										音声機能障害			(※1)			
										上肢不自由		①② (※2)				
										下肢不自由			①(※3)			
										体幹不自由						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害(※4)						
										乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害			(※5)			
										心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸または小腸の機能障害						
										ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
										肝臓機能障害						

- 注) ■は、手帳の交付を受けている方 **本人が所有する自動車**を自ら運転する場合に限り、対象となります。
- ※1 「音声機能障害」については、**こう頭摘出**による音声機能障害がある場合に限り、対象となります。
 - ※2 「上肢不自由」の2級については、障がいの程度が**2級の1**または**2級の2**に該当する場合に限り、対象となります。
 - ※3 「下肢不自由」の3級については、障がいの程度が**3級の1**に該当する場合以外は、手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。
 - ※4 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害」については、1上肢だけに機能障害がある場合は、対象となりません。
 - ※5 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害」の3級については、1下肢だけに機能障害がある場合は、手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。

2 療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

区 分	障がいの程度
療育（愛護）手帳の交付を受けている方	障がいの程度が「A」の方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障がいの程度が「1級」であり、かつ、次のいずれかに該当する方 (1) 自立支援医療費受給者番号が記載されている手帳を有する方 (2) (1)以外の方で、精神通院医療を受けていることについて通院している医療機関から証明を受けた方

減免額の上限と納付すべき額

1 自動車税種別割

上限：令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車…税額45,400円
 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自動車…税額43,500円

- (1) 年税額が上限以下の方 **全額減免**
- (2) 年税額が上限超の方 **上限を超える額のみを負担**

たとえば、年税額51,000円の場合（令和元年9月30日以前に初回新規登録）
 ・通常の場合（4月から1年間減免となる場合）
 $51,000円 - 45,400円 = 5,600円$ が納付すべき額となります。
 ・月割課税の場合（たとえば、5月から11か月減免になる場合）
 月割課税の場合には、 $45,400円$ を月割にした額が上限となりますので、
 $51,000円（年税額） \times 11月 \div 12月 - 45,400円 \times 11月 \div 12月（上限額） = 5,100円$ が納付すべき額となります。

2 自動車税環境性能割

上限：課税標準額（障がい者用の特別の仕様による装置の取付費用を除く。以下同じ。）
250万円を上限

- (1) 課税標準額が250万円以下の方 **全額減免**
- (2) 課税標準額が250万円超の方 **250万円に1～3%（※）の税率を乗じた額を超える額のみを負担**

たとえば、課税標準額が300万円、税率が3%の自動車を取得した場合は、
 $300万円 \times 3\% - 250万円 \times 3\% = 1万5千円$ が納付すべき額となります。
 ※ 税率は環境性能により異なります。

申請手続

1 はじめて申請する場合

(1) 申請に必要な書類等

減免の申請をする際には、次の書類等が必要です。

書類等に記載の住所及び姓は現在のものである必要があります。記載事項に相違がある場合は、申請を受けできませんので、申請前に関係機関にて変更手続きをしてください。

区 分	申請に必要な書類等
手帳の交付を受けている方本人が自動車運転する場合	①身体障害者手帳または戦傷病者手帳 ②運転免許証（コピー可 ※両面必要です。）又はマイナ免許証（※1） ③自動車検査証（※2）
手帳の交付を受けている方と生計を一にする方または常時介護者が自動車運転する場合	①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳 ②運転する方の運転免許証（コピー可 ※両面必要です。）又はマイナ免許証（※1） ③自動車検査証（※2） ④生計同一証明書または常時介護証明書（※3）発行日から3か月以内 ⑤身体障がい者等の通学等に関する申出書（※4）

※1 マイナ免許証

マイナ免許証（免許情報記録個人番号カード）の原本（取得時に数字4桁の暗証番号を設定した場合は暗証番号必須）又はマイナ免許証読み取りアプリから印刷した免許情報（氏名・生年月日・住所が記載されたもの）を持参してください。

※2 自動車検査証

従前の車検証（A4サイズ）の場合は原本またはコピー、電子車検証（A6サイズ）の場合は電子車検証と自動車検査証記録事項の両方の原本またはコピーを持参してください。

※3 生計同一証明書または常時介護証明書

次の機関から、手帳の交付を受けている方と自動車を運転する方との生計同一証明書または常時介護証明書の交付を受けてください。（交付申請に必要な書類は、各機関にお問い合わせください。）

なお、生計同一証明書については、**自動車の所有（取得）者と自動車を運転する方が異なる場合には、手帳の交付を受けている方とそれぞれの方との証明書が必要**になります。

- ・身体障がい者の場合は、市の福祉事務所または町村の福祉担当課
- ・戦傷病者の場合は、県の健康医療福祉政策課
- ・知的障がい者の場合は、市の福祉事務所または町村の福祉担当課
- ・精神障がい者の場合は、手帳の交付を受けている方がお住まいの地域を管轄する保健所（青森市の方は市障がい者支援課、八戸市の方は市障がい福祉課）

※4 身体障がい者等の通学等に関する申出書

手帳の交付を受けている方と生計を一にする方または常時介護者が自動車を運転する場合は、申請の際に「**身体障がい者等の通学等に関する申出書**」により、手帳の交付を受けている方の通院、通学等の状況を届け出ていただきます。（申出書は申請書と一体となっています。）

(2) 申請の時期

ア 現に所有している自動車について自動車税種別割の減免を申請する場合

自動車税種別割の納期限（通常は6月30日です。）の**7日前まで**に、お近くの県税事務所で申請してください。

4月1日以後に身体障害者手帳等の交付を受けた場合には、その交付後、速やかにお近くの県税事務所で申請してください。

イ 新たに取得した自動車について自動車税（種別割・環境性能割）の減免を申請する場合

新たに自動車を取得した場合には、**新規登録または移転登録する際に**、青森県交通会館内または八戸自動車会館内の青森県中央県税事務所の窓口で申請してください。なお、登録時に申請できない理由がある方は、新規登録または移転登録の日から1か月以内にお近くの県税事務所で申請してください。

※ その年度の自動車税種別割が既に課税されている自動車を年度の中途に取得した場合は、自動車税環境性能割のみが減免の対象となります。（自動車税種別割については、翌年度から対象となります。）

2 すでに減免を受けている場合

毎年5月に、青森県中央県税事務所から前年度の申請内容が記載された「自動車税（種別割）減免予定通知書」が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。

(1) 「自動車税（種別割）減免予定通知書」の記載内容に変更がない場合

申請は不要です。後日減免決定通知書が届きますので、大切に保管してください。

(2) 「自動車税（種別割）減免予定通知書」の記載内容に変更がある場合

減免を受けている自動車を買替えた場合、住所の変更があった場合、自動車を運転する方の変更があった場合、通院・通学等に使用しなくなった場合など、申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要ですので、お近くの県税事務所にご連絡ください。

その他の減免の制度

身体障がい者等の利用に供するために**特別の仕様による装置が取り付けられている自動車（※）**についても減免の制度があります。

(1) 自動車の構造からもっぱら身体障がい者等の利用に供する場合

→自動車税（種別割・環境性能割）の全額を減免

(2) (1) 以外の場合

→特別の仕様による装置の取付け費用に税率を乗じた額に相当する自動車税環境性能割を減免

※ 「特別の仕様による装置が取り付けられている自動車」とは、身体障がい者等の利用にもっぱら供するため、車椅子昇降装置、車椅子固定装置等を装着するなど、**特別の仕様により製造され、または構造変更が加えられた自動車**をいい、単に用具等が備えてあるような場合は含まれません。

※ 対象となる自動車は、自家用・営業用の別を問いません。

※ この装置減免の対象となる自動車は、通常身体障がい者等の減免の対象となる自動車とあわせて、障がい者1人につき1台に限られます。

詳しくは、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

名 称	電 話 番 号	FAX番号	所 在 地
青森県中央県税事務所	(代) 017-722-1111 内線 6616 (直) 017-734-9974 6617 6618	017-773-1371	〒030-8530 青森市新町2丁目4-30 県庁舎北棟1階
青森県中南県税事務所	(代) 0172-32-1131 内線 333 (直) 0172-32-4341 233	0172-35-6547	〒036-8345 弘前市蔵主町4 県合同庁舎2階
青森県三八県税事務所	(代) 0178-27-5111 内線 205 (直) 0178-27-4455 206 207	0178-27-3817	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 県合同庁舎1階
青森県西北県税事務所	(代) 0173-34-2111 内線 211 (直) 0173-34-3141 210	0173-34-2110	〒037-0046 五所川原市栄町10 県合同庁舎1階
青森県上北県税事務所	(代) 0176-22-8111 内線 212 (直) 0176-23-4241 214	0176-22-8135	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 県合同庁舎1階
青森県下北県税事務所	(代) 0175-22-8581 内線 210 (直) 0175-22-3105 211	0175-22-3106	〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8 県合同庁舎1階

